

内閣府障害者基本計画（第4次）（案）の県計画への反映について

第六次千葉県障害者計画（素案）の作成時点（平成29年11月27日）で、検討中及び新たに示された内閣府所管「障害者基本計画案平成29年12月22日公表」の取組みの第六次千葉県障害者計画（案）への反映等については以下のとおりです。

頁数は平成29年12月22日内閣府計画案資料1のもの

[個別事項]

〇21 ページ [2-(3)-1]・・・権利擁護専門部会

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。

→反映等：60、61ページ 3-（5）-①から⑤

3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、
（5）手話通訳等の人材育成、①～⑤に記載済

〇24 ページ [3-(1)-10]・・・入所・地域生活支援専門部会

各地方公共団体における平常時の防災体制や、災害発生後の避難所、応急仮設住宅等において、障害のある女性を含め、防災・復興の取組での女性への配慮を促すため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の情報提供を行う。

→反映等：137ページ 8-（6）-④

8様々な視点から取り組むべき事項、（6）暮らしの安全安心に関する支援、④に記載済

〇27 ページ [4-(1)-1]・・・権利擁護専門部会

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の相談支援専門員等による未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者に対する相談等の支援に取り組む。

→反映等：56、59 ページ 3－（3）－①、②、③、④、⑤、⑥

3－（4）－④

3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（3）地域における権利擁護体制の構築、①、②、③、④、⑤、⑥及び3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（4）地域における相談支援体制の充実、④に記載済

〇28 ページ [4-（2）-8]・・・権利擁護専門部会

法令上、自署によることを求められている手続きを除き、本人の意思確認を適切に実施できる場合に捺印や代筆による対応を認めることを促すなど書類の記入が必要な手続きにおけるアクセシビリティの確保に向けた対応を検討する。

→反映等：64 ページ 3－（6）－⑩

3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（6）情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進、⑩に記載済

〇30 ページ [5-(2)-3]・・・相談支援専門部会

相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者等の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知し、その設置を促進する。また関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備についての協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、障害者等への支援体制の整備を進める。

→反映等：80、81 ページ 5－（1）－③、④

5障害のある人の相談支援体制の充実、（1）地域における相談支援体制の充実、③、④に記載済

〇31 ページ [5-(2)-10]・・・相談支援専門部会

発達障害児者やその家族に対する支援を強化するため、地域生活支援事業の活用によって、ピアサポートを行う人材を育成するとともに、ピアサポートを推進する。

→反映等：82ページ、5－（１）－⑫

5障害のある人の相談支援体制の充実、（１）地域における相談支援体制の充実、⑫に記載済

〇33 ページ [5-(4)-4]・・・療育支援専門部会、相談支援専門部会

発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を図るとともに、巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図る。

→反映等：70ページ 4－（３）－①

4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（３）地域における相談支援体制の充実、① に記載済

73ページ 4－（４）－②

（４）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実、② に記載済

87ページ 5－（３）－④

5障害のある人の相談支援体制の充実、（３）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化、④に記載済

○33 ページ [5-(4)-8]・・・権利擁護、相談支援専門部会

障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障害者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、研修の実施等を推進する。

→反映等：56ページ 3－（３）－④、3－（４）－④、⑥

3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（３）地域における権利擁護体制の構築、④

（４）地域における相談支援体制の充実、④、⑥に記載済

84ページ 5－（２）－②

5障害のある人の相談支援体制の充実、（２）地域における相談支援従事者研修の充実、②に記載済

○37 ページ [6-(1)-2]・・・精神障害者地域移行推進部会

学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、一般国民の心の健康づくり対策を推進する。加えて、学校においては子供の心の変化に気付くための取組の促進、職域においては事業者によるメンタルヘルス不調者への適切な対応、地域においては保健所、精神保健福祉センターで心の健康相談を行う。

また、精神疾患の早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図り、適切な支援に繋げる。

→反映等：46ページ、2－（１）－⑱

122ページ 8－（３）－⑭

2精神障害のある人の地域生活の推進－（１）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築⑱

8様々な視点から取り組むべき事項（３）保健と医療に関する支援⑭に記載済み。

○38 ページ [6-(2)-2]・・・精神障害者地域移行推進部会

障害者総合支援法に基づき、障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成（自立支援医療費）を行う。

→反映等 120 ページ 8－（３）－④

8様々な視点から取り組むべき事項－（３）保健と医療に関する支援④に記載済み。

○40 ページ [6-(5)-5]・・・入所・地域生活支援専門部会

難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を実施推進するため、難病相談支援センターを中心とし、難病診療連携拠点病院、地方公共団体等の様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行う。

→反映等：121 ページ 8－（３）－⑥

8 様々な視点から取り組むべき事項、（３）保健と医療に関する支援
⑥に反映済

○40 ページ [6-(5)-6]・・・相談支援専門部会

幼少期から慢性疾病に罹患しているため、長期にわたり療養が必要なことから、社会との接点が希薄になり、社会生活を行う上での自立が阻害されている児童等に対して、地域の実情に応じた相談支援等の充実により社会生活への自立促進を図る取組を行う

→反映等：86 ページ 5－（３）－③

5 障害のある人の相談支援体制の充実、（３）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化、③に記載済

○43 ページ [7-(3)-2]・・・権利擁護専門部会

行政機関の職員等に対する障害者に関する理解を促進するため、より一層の理解の促進が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害の特性、複合的に困難な状況に置かれた障害者に求められる配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図る。

→反映等：57 ページ、3－（３）－⑩

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進、（３）地域における権利擁護体制の構築、⑩において記載済

○45 ページ [8-(2)-1]・・・入所・地域生活支援専門部会

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サ

ービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度を運用し、経済的自立を支援する。また、受給資格を有する障害者が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組む。さらに、年金生活者支援給付金制度の着実な実施により所得保障の充実を図るとともに、障害者の所得状況を定期的に把握する。

→反映等：32ページ、1－（3）－③

1 入所施設等から地域生活への移行の推進、（3）地域生活を推進するための在宅サービスの充実、③に記載済

〇47 ページ [8-(5)-1]・・・就労支援専門部会

事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組を推進する。またなど、就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、平成 29 年4月に改正した障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）の内容を徹底するとともに、障害者の賃金の向上を図る。

→反映等：97ページ、6－（5）－①、⑤

6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実、
（5）福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上の取組の推進、①、⑤に記載済

〇49 ページ 9-(1)-1・・・療育支援専門部会

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、特別支援学校のみならず、幼稚園、小・中学校、高等学校等（以下、全ての学校）に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。

→反映等：76ページ 4－（5）－⑤

4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実、⑤に記載済

○49 ページ 9-(1)-1・・・療育支援専門部会

全ての学校における特別支援教育の充実を通じて、障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、包容する仕組みの整備を推進する。

→反映等：76ページ 4－（５）－⑤

4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（５）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実、⑤に記載済

○49 ページ 9-(1)-2・・・療育支援専門部会

あわせて、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、障害のある児童生徒がかかわるいじめの防止や早期発見等のための適切な措置を講じるとともに、学校の教育活動全体を通じた障害者理解や交流及び共同学習の一層の推進を図り、偏見や差別を乗り越え、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。

→反映等：75ページ 4－（５）－③

4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（５）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実、③に記載済

○50 ページ 9-(1)-6・・・療育支援専門部会

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や長期入院を余儀なくされている幼児児童生徒の教育機会を確保するための施策の充実に努める。

→反映等：77ページ 4－（５）－⑪

4障害のある子どもの療育支援体制の充実、（５）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実、⑪に記載済

○50 ページ 9-(1)-10・・・療育支援専門部会

早期のうちに障害に気づき、適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、乳幼児に対する健康診査や就学時の健康診断の結果等を踏まえ、本人や保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の充実を図る。

→反映等：66ページ 4-(1)-①

75ページ 4-(5)-②

4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実、① P66
及び同(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実、②に記載済

○51 ページ 9-(2)-1・・・療育支援専門部会

障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、全ての学校、全ての学級に在籍することを前提に、全ての学校における特別支援教育の体制の整備を促すとともに、全ての教員が障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組を推進する。

→反映等：77ページ 4-(5)-⑩

4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実、⑩に記載済

○52 ページ 9-(2)-2・・・療育支援専門部会

通常の学校における特別支援教育の体制整備や地域における障害のある幼児児童生徒の支援強化に資するよう、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能を充実する

→反映等：76ページ 4-(5)-⑥

4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実、⑥に記載済

〇52 ページ 9-(2)-6・・・療育支援専門部会

障害のある幼児児童生徒の学校教育活動に伴う移動に係る支援の充実に努めるとともに、各地域における教育と福祉部局との連携を促す。

→反映等：77ページ 4-(5)-⑰

4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実、⑰に記載済

〇51 ページ 9-(2)-7・・・療育支援専門部会

特別支援学校、特別支援学級の教員については、特別支援教育に関する専門性が特に求められることに鑑み、特別支援学校教諭等免許状保有率の向上の推進等、専門性向上のための施策を進める。

→反映等：77ページ 4-(5)-⑮

4障害のある子どもの療育支援体制の充実、(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実、⑮に記載済

〇52 9-(4)-1・・・入所・地域生活支援専門部会

学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援の在り方等に関する研究や成果普及等を行い、障害者の各ライフステージにおける学びを支援する。このことを通じ、障害者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげる。

→反映等：平成30年度国の新規事業なので、現段階では県計画（案）に記載しないこととする。

〇52 9-(4)-2・・・入所・地域生活支援専門部会

地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を、特別支援学校等を含めて全国的に推進し、障害のある子供たちの放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実や、企業等の外部人材等の活用を促進する。

→反映等：現段階では、特別支援学校での実施を予定していないため、県計画（案）に記載しないこととする。

○53 ページ 9-(4)-4・・・入所・地域生活支援専門部会

公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備を促進する。

→反映等：127ページ 8-(4)-⑮

8様々な視点から取り組むべき事項、(4)スポーツと文化活動に関する支援、⑮に記載済